

車いす貸出事業



退院時や通院時、外出、旅行等で一時的に車いすが必要な方へ、車いすの貸出を行っています。

利用無料

<対象者>

- 守山区在住・在勤・在学の方で、一時的に車いすを必要とされる方
 - * 要支援・要介護認定を受けられた方で、常時車いすが必要な方は、介護保険のレンタル利用を優先とさせていただきます。
- 車いす体験学習を実施する場合

<貸出期間>

- 1週間以内
 - * やむを得ない事情により延長利用を希望される方は、他の貸出予約がない場合に限り、1週間を限度に延長していただけます。

<利用方法>

- 利用予定日の3ヶ月前から、窓口・電話・FAXのいずれかにて、下記へお申し込みください。車いす受け取りの際、窓口にて身分証をご提示いただき、申込書へご記入いただきます。

社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会

名古屋市守山区小幡南 1-24-10 アクロス小幡ビル 2F

TEL (052) 758-2011 FAX (052) 758-2015

月曜日～金曜日 8:45～17:30 (休日、祝日、年末年始を除く)